該金額を控除した金額）をいい、第二項に規定する改定リース期間とは、同項本文の規定の適用を受ける経過リース資産の同令第四十八条の二第五項第七号に規定するリース期間（当該経過リース資産が同号に規定するリース期間の中途において適格合併、適格分割又は適格現物出資以外の事由により移転を受けたものである場合には、当該移転の日以後の期間に限る。）のうち当該適用を受ける最初の事業年度開始の日以後の期間をいう。

5　第二項本文の規定の適用を受けている経過リース資産につき法人税法施行令第四十八条第五項第三号に規定する評価換え等が行われたことによりその帳簿価額が増額され、又は減額された場合には、当該評価換え等が行われた事業年度後の各事業年度（当該評価換え等が同項第四号に規定する期中評価換え等である場合には、当該期中評価換え等が行われた事業年度以後の各事業年度）における当該経過リース資産に係る第二項に規定する除して計算した金額は、当該経過リース資産の当該評価換え等の直後の帳簿価額を当該経過リース資産の同項に規定する改定リース期間のうち当該評価換え等が行われた事業年度終了の日後の期間（当該評価換え等が同条第五項第四号に規定する期中評価換え等である場合には、当該期中評価換え等が行われた事業年度開始の日（当該事業年度が当該経過リース資産を事業の用に供した日の属する事業年度である場合には、同日）以後の期間）の月数で除して計算した金額とする。

6　第二項及び前項の月数は、暦に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

7　第二項本文の規定の適用を受けている経過リース資産に係る新令第六十一条第一項の規定の適用については、同項第二号に規定する償却の方法には経過リース期間定額法を含むものとし、同号ハに掲げる減価償却資産には当該経過リース資産を含まないものとする。

（国庫補助金等の範囲に関する経過措置）

第八条　新令第七十九条第三号の規定は、法人が施行日以後に交付を受ける同号に掲げる助成金及び補助金について適用する。

（移動平均法を適用する有価証券について評価換え等があった場合の一単位当たりの帳簿価額の算出の特例等に関する経過措置）

第九条　第一条の規定（附則第一条第一号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の法人税法施行令（以下「令和八年新令」という。）第百十九条の三第二十八項及び第百十九条の四第一項（令和八年新令第百十九条の三第二十八項に係る部分に限る。）の規定は、令和八年四月一日以後に行われる令和八年新令第百十九条の三第二十八項に規定する交付について適用する。

（特定受益証券発行信託の元本の払戻しの場合の受益権の譲渡原価の額等に関する経過措置）

第十条　令和八年新令第百十九条の九の二第二項の規定は、令和八年四月一日以後に行われる同条第一項に規定する払戻しについて適用する。

（非適格合併等により移転を受ける資産等に係る調整勘定の損金算入等に関する経過措置）

第十一条　新令第百二十三条の十第十六項の規定は、施行日以後に行われる所得税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第十三号。以下「改正法」という。）第二条の規定による改正後の法人税法第六十二条の八第一項に規定する非適格合併等について適用し、施行日前に行われた改正法第二条の規定による改正前の法人税法（以下「旧法」という。）第六十二条の八第一項に規定する非適格合併等については、なお従前の例による。

（リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度に関する経過措置）

第十二条　改正法附則第十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第六十三条（旧法第百四十二条第二項の規定により準じて計算する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定に基づく旧令第百二十四条から第百二十八条まで並びに第百八十四条第一項（第十九号に係る部分に限る。）及び第五項（同項の表第百二十五条第二項（延払基準の方法により経理しなかった場合等の処理）の項に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧令第百二十五条第一項中「場合」とあるのは「場合（所得税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第十三号。以下この目において「令和七年改正法」という。）附則第十七条第三項又は第四項（リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度に関する経過措置）の規定の適用がある場合を除く。」と、「各事業年度の所得の金額」とあるのは「各事業年度の所得の金額又は各連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）第三条の規定による改正前の法人税法第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結事業年度をいう。以下この目において同じ。）の連結所得（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）第三条の規定による改正前の法人税法第二条第十八号の四（定義）に規定する連結所得をいう。以下この目において同じ。）の金額」と、同条第二項中「場合」とあるのは「場合（そのリース譲渡に係る収益の額及び費用の額につきその解除又は移転をした事業年度において令和七年改正法附則第十七条第三項又は第四項の規定の適用を受ける場合を除く。）」と、「各事業年度の所得の金額」とあるのは「各事業年度の所得の金額又は各連結事業年度の連結所得の金額」と、同条第三項並びに旧令第百二十六条第一項各号及び第百二十七条第一項各号中「各事業年度の所得の金額」とあるのは「各事業年度の所得の金額又は各連結事業年度の連結所得の金額」と、同条第二項第一号イ中「第百三十一条の十三第二項第三号ロ（時価評価資産等の範囲）に掲げるリース譲渡契約」とあるのは「令和七年改正法第二条の規定による改正前の法人税法第六十三条第一項に規定するリース譲渡に係る契約（ロにおいて「リース譲渡契約」という。）のうち第百三十一条の十三第二項第二号ロ（時価評価資産等の範囲）に規定する初年度離脱開始子法人の有するもの」と、同号ロ中「第百三十一条の十三第三項第三号ロに掲げるリース譲渡契約」とあるのは「リース譲渡契約のうち第百三十一条の十三第三項第二号ロに規定する初年度離脱加入子法人の有するもの」と、旧令第百二十八条第一項中「を除く」とあるのは「並びに当該リース譲渡に係る収益の額及び費用の額につき当該被合併法人等のその移転をした事業年度において令和七年改正法附則第十七条第三項又は第四項（リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度に関する経過措置）の規定の適用を受ける場合を除く」と、同条第二項中「を除く」とあるのは「並びに当該リース譲渡に係る収益の額及び費用の額につき当該被合併法人等のその移転をした事業年度において令和七年改正法附則第十七条第三項又は第四項の規定の適用を受ける場合を除く」とする。

2　改正法附則第十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第六十三条の規定の適用がある場合における法人税法施行令及び租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

法人税法施行令第十四条の七第三項	規定を	とする
法人税法施行令第百三十一条の十三第一項	規定並びに法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和七年政令第百二十一号）附則第十二条第一項（リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度に関する経過措置）の規定による改正前の法人税法施行令第百二十五条第二項（延払基準の方法により経理しなかった場合等の処理）及び第百二十八条（適格合併等が行われた場合における延払基準の適用）の規定を	及び所得税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第十三号）附則第十七条第二項（リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条の規定による改正前の法人税法（以下この項において「旧法」という。）第六十三条第一項（リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度）に規定するリース譲渡（以下この条において「リース譲渡」という。）のうち、当該事業年度前の各事業年度の所得の金額又は各連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）第三条の規定による改正前の法人税法第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結事業年度をいう。）の連結所得（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）第三条の規定による改正前の法人税法第二条第十八号の四に規定する連結所得をいう。）の金額（当該事業年度の所得の金額又は連結事業年度の連結所得の金額に係る収益及び費用の帰属事業年度が当該事業年度前の事業年度である場合には、当該収益及び費用の額につき当該被合併法人等のその移転をした事業年度において令和七年改正法附則第十七条第三項又は第四項の規定の適用を受ける場合を除く。）